幕張テクノガーデン

事業所用　消防計画

2023年 5月19日

自衛消防地区隊　　　棟　　　階

事業所名　：

目　　次

第１章 総　　則 3

第１節 計画の目的等 3

第２節　防火・防災管理者 4

第２章　予防的事項 5

第１節 共通的事項 5

第２節　出火防止措置等 7

第３節　地震による被害の軽減措置等 8

第３章　応急対策的事項 9

第１節 共通的事項 9

第２節　火災対応 10

第３節　地震対応 10

第４節　警戒宣言が発せられた場合の対策 16

第５節　その他の災害についての対応 18

第４章　教育訓練

第１節 従業者等の教育 18

第２節　　訓練の実施 19

別表 ( 1 )　 被害想定（事業所） 22

別表 ( 2 ) 　予防的活動のための組織編成表 25

別表 ( 3 ) 自主点検、検査を実施するための組織編成表 26

別表 ( 4 ) 消防機関への届出、連絡事項等（事業所） 27

別表 ( 5 ) 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧 28

別表 ( 6 ) 物品管理表 29

別表 ( 7 ) 自衛消防隊の編成と任務（　地区隊） 31

別表（ 8 ） 自主検査チェック票（日常）「火気関係」･･････････････････････････････････32

別表（ 9 ） 自主検査チェック票（日常）「閉鎖障害等」　　 33

別表（10 ） 防火・防災教育記録表 34

別表（11 ） 防火・防災総合訓練並びに個別訓練記録表 35

別表（12 ） 消火設備等入居者定期点検表 36

別図（参考） 避難経路図･････････････････････････････････････････････････････････････37

　別紙　幕張テクノガーデン避難場所指定地（美浜区指定地より選択）･･････････････････････38

**幕張テクノガーデン　事業所用消防計画**

**第１章　総　　則**

**第１節　計画の目的等**

第１条(目的)

この計画は、消防法又は火災予防条例、幕張テクノガーデン全体消防計画に基づき、管理権限が及ぶ範囲における防火・防災管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、大規模地震、その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的とする。

第２条(計画の適用範囲)

管理権限が及ぶ範囲は、管理規約による専有部分とする。

２．この計画は、幕張テクノガーデンに存する事業所の管理権原者（以下「事業主」という。）、及び防火・防災管理者及びその他勤務する者に適用する。

第３条（被害想定）

この計画の作成及び変更に際しては、全体消防計画別表**（１）**のとおり、幕張テクノガーデンの被害想定に準拠し、当該被害想定に対応した対策を記載する。

第４条（計画の見直し）

定期的に、この計画の見直しを行うものとし、次の場合には、この計画の内容を検討し、その結果に応じた記載の変更を行う。

（１）人事異動、事業所の組織変更、防火対象物の変更等、消防計画の記載事項に変更が生じたとき

（２）類似した防火対象物からの火災及び火災以外の災害事例が発生し、現状の計画では対処できないとき

（３）災害又は訓練による検証等により、計画の変更が必要な事項が判明したとき

（４）国又は自治体から企業の災害対処体制の変更を必要とされる重要情報が発表され

たとき

（５）新たな災害予防対策ができたとき

（６）その他、管理権原者等が必要と認めたとき

**第２節　防火・防災管理者**

第５条（管理権原者）

管理権原者は、社内の防火・防災管理業務について、すべての責任を持つ。

２．管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火・防災管理者として選任して、防火・防災管理業務を行わせる。

３．管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。

４．管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。

５．管理権原者は、防火・防災管理を防災センターと有機的に連携して行い、防災センターを中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持しなければならない。

６．管理権原者は、幕張テクノガーデン共同防火・防災管理協議会の構成員として、ビル全体の安全性を高めるように努めるとともに、定期的に開催される同協議会に参加する。

第６条(防火・防災管理者の権原及び責務)

防火・防災管理者は、この計画についての一切の権原を有するとともに、管理権原者のもと、次の業務を行う。

これらの業務のうち、統括防火・防災管理者の指示・命令を遵守するとともに、消防機関への届出及び報告に関わる事項については、統括防火・防災管理者を経由して行うものとする。

（１）事業所用消防計画の作成および変更

（２）消火、通報連絡、避難誘導訓練等の実施・指導

（３）事業所内収容人員（来客数を含む）の把握と安全管理

（４）火気使用設備器具及び火気取り扱いの指導、監督

（５）消防用設備等の設置位置及び災害発生時の避難経路を明示した「**（別図（参考）**避難

経路図」の作成、掲示

（６）自衛消防地区隊の編成及び編成表の掲示

（７）統括防火・防災管理者への必要事項の報告

（８）その他法令に基づく関係機関に対する報告届出等

第７条（防火・防災管理維持台帳の作成、整備及び保管）

管理権原者は、前条で報告又は届出した書類及び防火・防災管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火・防災維持管理台帳を作成し、整備及び　保管する。

**第２章　予防的事項**

**第１節　共通的事項**

第８条(予防管理組織)

予防管理組織とは、災害被害の予防的活動を行う組織と自主点検・検査をするための組織とする。

第９条(予防的活動のための組織)

予防的活動のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止に加え被害発生・拡大防止を図るため、各事業所の防火・防災管理者のもとに、防火・防災担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおくこととし、別表**（２）**のとおり定める。

第10条(防火・防災担当責任者の業務)

防火・防災担当責任者は、次の業務を行う。

（１）担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。

（２）防火・防災管理者の補佐

（３）その他、防火・防災管理上必要な業務（火元責任者の業務を除く）

第11条(火元責任者の業務)

火元責任者は、**「自主検査チェック票（日常）「火気関係・閉鎖障害等」」（別表８・９）を**

**利用し、**次の業務を行う。

（１）事業所内の火気管理に関すること。

（２）事業所内の火気使用設備器具（灰皿、コンロ、電熱器など）の日常管理

（３）地震時における火気使用設備器具の出火防止措置

（４）事業所内の電気設備、消防設備等の日常チェック

（５）防火・防災担当責任者の補佐

第12条(定期点検・検査のための組織)

事業所において設置した自主点検、検査を実施するための組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、火気使用設備器具及び電気設備等について適正な機能を維持するため、別途定める方法及び実施計画により、定期に点検・検査を実施するものとし、各点検・検査員を別表**（３）**のとおり定める。

第13条(定期点検の実施と報告)

　消防用設備等・特殊消防用設備等の定期点検を年２回（６月・１２月）実施し、その結果を「幕張テクノガーデン消防設備等入居者定期点検表」**（別表１２）**にて統括防火・防災管理者に報告する。

第14条(防火対象物の法定点検〔防火対象物点検・防災管理点検〕等)

防火対象物の法定点検等は、株式会社幕張テクノガーデンが行う。

２．防火・防災管理者または防火・防災担当責任者は、防火対象物の点検実施時に立ち会う。

第15条(消防用設備等の法定点検)

消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、株式会社幕張テクノガーデンが行うが、事業所において設置したものは別途点検業者に委託する。

委託先：

第16条(点検検査結果の記録及び報告)

定期点検・検査及び法定点検の実施者は、防火・防災管理者に報告後、統括防火・防災管理者に報告する。ただし、不備欠陥部分がある場合は、速やかに統括防火・防災管理者に報告する。

第17条(不備欠陥事項の改善)

防火・防災管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し、改修する。

２．防火・防災管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

３．防火・防災管理者は、定期点検・検査及び法定点検の実施結果、並びに不備・欠陥部分の改修計画、改修計画を統括防火・防災管理者に報告する。

第18条(防火・防災管理維持台帳の記録)

防火・防災管理者は、消防機関への各種届出等について、別表**（４）**のとおり行うものとする。

２．防火・防災管理者は、報告又は届出した書類及び防火・防災業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめ、防火・防災管理維持台帳を作成し、整備、保管しておくものとする。

３．防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は、別表**（５）**のとおりとする。

第19条（工事中の安全対策）

防火・防災管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策をたてる。また、次に掲げる事項の工事を行う時は、「工事中の消防計画」を消防機関に届出るものとする。

（1）建築基準法第７条の６に基づき特定行政庁に仮使用するための申請をしたとき。

（2）改築、模様替え等の工事中の防火対象物で消防用設備等及び避難施設の機能に影

響を及ぼすとき。

２.防火・防災管理者は、工事部分の防火担当責任者については、各作業グループ別及び作業種別に各現場監督者を指定し、区域内の火気管理、喫煙管理、危険物の管理等それぞれの場に応じた安全対策を行わせる。

３.防火・防災管理者は、前項の工事中の安全対策、「工事中の消防計画」等の実施状況について、必要に応じ現場確認を行い法令適合や火気管理等、防火上の安全を確認するものとする。

４．防火・防災管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。

（1）溶接・溶断など火気を使用する工事を行わないこと。

（2）引火物等の危険物を持込む場合は、その都度、防火・防災管理者に承認を受け

ること。

（3）工事部分ごとに指定された防火担当責任者は、工事の状況について、定期に防

火・防災管理者に報告させること。

　　　　（4）放火を防止するために、資機材等の整理、整頓とすること。

　　　　（5）その他防火・防災管理者の指示すること。

第20条（定員の管理）

次の事項を遵守し、定員の管理に努める。

　　　（１）定員を超えた客の入場をさせない。

　　　（２）避難通路に客を収容しない。

第21条（避難経路図の掲示）

　防火・防災管理者は、人命の安全を確保するため避難経路図を作成し、廊下等の見やすい場所に掲示するとともに、従業員等に周知徹底するものとする。

**第２節　出火防止措置等**

第22条(火気の使用制限等)

防火・防災管理者は、次の事項について、喫煙及び火気等の使用制限を行う。

1. 事業所内は禁煙とし、幕張テクノガーデン内の喫煙室のみで喫煙をさせる。

また、事業所内に喫煙室を設ける場合は、使用する灰皿または吸殻容器には、

水を入れて使用すること。

（２）火気設備器具等の使用禁止場所は、厨房・レストランを除く全ての場所とする。

（３）火気使用設備器具の種類、使用する燃料、構造等に応じた安全管理に努めること。

（４）火気使用設備器具は、使用前及び使用後に必ず点検を行い、安全を確認すること。

（５）火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。

第23条(放火防止対策)

防火・防災管理者は、次の事項に留意して放火防止に努めるものとする。

（１）可燃物の整理、整頓又は除去を行う。

（２）物置、空室、倉庫等の施錠管理及び人が入れない環境作りを行う。

（３）アルバイト、パート、派遣などの従業員の明確化による不法侵入者の監視を行う。

（４）最終退館者は、火気及び施錠の確認を確実に行う。

（５）全従業員等に対する放火防止意識の高揚策を図る。

第24条(火災予防、避難管理上の遵守事項)

防火・防災管理者又は従業員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

（１）避難口、廊下、避難通路等避難施設

①避難の障害となる物品を置かないこと。

②避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は

廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

③床面は避難に際し、つまづき、すべり等を生じないよう維持管理すること。

④事業所内、避難通路、出入口等の収容物等の転倒・移動・落下防止に努める

ものとする。

（２）火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備

①防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。

②防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

第25条(来訪者に対する指導事項等)

　事業所の従業員は、火災予防及び人命の安全を図らなければならない。

（１）「避難経路図」を提示し、避難の方向、方法等を具体的に指導すること。

（２）事業所内に異常を認めたときには、速やかに従業員に連絡するよう依頼すること。

（３）喫煙管理について協力を要請すること。

（４）その他火災予防上等の必要な事項について説明すること。

**第３節　地震による被害の軽減措置等**

第26条(地震発生時の安全確保)

防火・防災管理者は、地震発生時の建築物・設備の安全性を確認するため次の措置を行う。

（１）全体消防計画の定める被害想定及びそれに対応した個別の目標設定に応じた安全性が確保されていることを確認する。

（２）自治体が作成・公表する震災の被害予測や防災マップ等を定期的に確認し、防火対象物の存する地域の震災時の延焼、周辺建物等の危険実態の把握に努める。

 第27条(震災時の災害防止措置)

防火・防災担当責任者及び火元責任者等は、地震時の災害を予防するために、各種施設、設備器具の自主点検・検査に合わせ次の措置を行う。

（１）火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。

（２）火気使用設備器具(厨房)等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等の作動状況の検査を行うこと。

（３）危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水などによる発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

第28条(収容物の等の転倒・移動・落下防止)

防火・防災管理者は、事業所内、避難通路、出入口等のオフィス家具類の移動・転倒及び落下防止に努めるものとする。

２.　防火・防災担当責任者及び火元責任者等は、オフィス家具類の移動・転倒及び落下防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は防火・防災管理者がすべり止め等必要な措置を行うよう指示をする。

第29条(避難経路確保への対応)

防火・防災担当責任者及び火元責任者等は、避難経路を確保するため、防火戸や防火シャッターの閉鎖状況を確認する。特に、廊下や階段等の避難施設に面する防火戸等の状況及び避難口の解錠方式を確認する。

第30条(地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保)

事業者は、地震その他の災害等に備え、別表**（６）－１、２**に定める物品の管理者を定め、管理記録を作成する。

**第３章　応急対策的事項**

**第１節　共通的事項**

第31条(自衛消防地区隊組織と任務)

事業所の自衛消防組織は、全体消防計画に基づき、自衛消防地区隊を設置し、その編成及び任務は別表**（７）**のとおりとする。

また、事業所が複数のフロアにまたがる場合は、火元責任者、通報連絡班、消火班をフロア毎に置くことを原則とする。

２．地区隊長は、全体消防計画に定める指揮命令体系に基づき、自衛消防隊長の命を受け、担当地区隊を統括するとともに、自衛消防隊長への報告、連絡を密にする。

３．地震等の災害時においては、長期間の対応に備え、別表**（７）**を参考に、地区隊を複数編成することができる。

第32条(活動の実施優先度)

自衛消防組織は、人命安全の確保を最優先目標とし、地震等により迅速な対応が困難な場合には、人命安全の確保を優先的に対応する。

第33条（活動の開始時期）

地区隊は、地区隊長の判断により活動を開始する。

第34条（緊急参集）

地震発生時の応急活動のための従業員の出社、自宅待機、退社等にかかる手順は以下の通りとする。

（１）事業所に定める緊急連絡網に基づき、出社の可否を確認し、出社可能な場合は、参集を行う。

（２）参集する場合は、安全対策を講じたうえで、参集する。

**第２節　火災対応**

第35条（通報連絡）

火災発見者は、消防機関（１１９番）への通報及び防災センター等に場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせる。

２．通報連絡班は、火災の場所、状況、消火活動状況等について確認を行い、本部隊、地区隊長等の関係者に報告・連絡する。

第36条（消火活動）

地区隊における消火活動は、初期消火に主眼を置き活動する。

なお、自己の地区隊の担当区域外で発生した場合は、出火地区への応援活動を行う等、臨機の処置を行うとともに本部隊等の指示により行動する。

第37条（避難誘導）

地区隊の避難誘導班は、担当地区の避難者に対し、以下に従い誘導にあたる。

（１）エレベーターによる避難は原則として行わない。

（２）忘れ物等のため、再び入る者のないよう万全を期す。

（３）避難誘導にあたっては、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難

者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。

（４）負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに本部隊に連絡する。

（５）避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、本部隊へ報告する。

（６）自力避難困難者等については、担当者を指定して避難させるものとする。

（７）避難及び避難誘導は、全体消防計画に基づき、本部隊の避難誘導班と協力して行う。

第38条（安全防護措置）

安全防護班は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うともに、防火戸、防火シャッター等の閉鎖を行う。

第39条（応急救護）

応急救護班は、応急手当を行い、本部隊及び救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるよう適切な対応をする。

２．応急救護班は、負傷者の住所、氏名、電話番号、搬送病院、負傷程度等の必要な事項を

記録すること。

**第３節　地震対応**

第40条（地震発生時の初期対応 ）

　地震が発生した場合は、次の安全措置を行う。

　　　（１）地震発生直後は、人身の安全確保を守ることを第一とし、地震の安全確保とともに周囲に身の安全確保を呼びかける。

　　　（２）火気設備の器具の直近にいる従業員は、電源の遮断、燃料の遮断等の出火防止措置を行い、各火元責任者はその状況を確認して防災センターに報告する。

　　　（３）防火・防災担当責任者は、二次災害の発生を防止するため、火気設備器具及び危険物施設等について点検検査を実施し、その結果を防災センターへ報告する。異常が認められた場合は、応急措置を行う。

　　　（４）火気設備等の各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

第41条（地震時の自衛消防活動の開始 ）

地震が発生した場合、大きな揺れがおさまったことを確認後、自衛消防隊長の判断により、直ちに自衛消防地区隊組織の活動を開始する。

２．被害状況及び活動状況を、通報連絡班を通じ自衛消防隊長に報告する。

第42条（地震発生時の被害状況の確認 ）

地区隊長は、従業員等からの速報により、自己の地区の被害状況を速やかに把握するように努める。

２．従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、地区隊長

に報告する。

３．地区隊長は、活動が終了した場合、自衛消防隊長に報告する。

第43条（地震時の連絡通報）

火災や要救助者の発生時の消防機関への通報は、原則として、本部隊の通報連絡班が行う。ただし、本部隊へ連絡がとれない等、緊急を要する場合は、地区隊の通報連絡班から通報し、通報後その旨を本部隊に報告する。

２．地区隊の通報連絡班は、使用可能な連絡手段を用いて、関係者や自衛消防組織内の連絡を

行う。

第44条（地震時の応急救護）

地震時の初期救助、初期救護については、次の活動を行う。活動に際しては、本部隊の応急救護班が主体となるが、状況に応じて、可能な限り周囲の者の協力を求める。

（１）負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要

する場合は、救護所、医療機関に搬送する。

（２）建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせる。救出可能なときは、周囲の者と協力して救出を図る。ただし、同時に火災が発生している場合は、原則として、消火活動を優先し、火災が広がらない状態となってから救出活動にあたる。

（３）ガラスが飛散している場合や、倒壊建物や落下物、転倒物等に挟まれ、閉じ込められた人の救出にあたっては、状況を自衛消防隊長に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行うこと。

（４）救助活動は、避難経路の安全を確保して実施すること。

（５）倒壊現場付近では、消火器などを準備し、不測の事態に備えること。

（６）危険が伴う救出資機材は、機器の取扱いに習熟した本部隊に担当させる。

（７）救出の優先順位は、原則として、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の

要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先すること。

第45条（エレベーター停止等への対応）

地震によるエレベーターの停止に際し、従業員は以下の活動を行う。

（１）エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより防災センター等に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。

（２）エレベーターの閉じ込めを発見した者は、速やかに自衛消防隊長に連絡する。

第46条(地震による出火防止への対応)

地震が発生した場合、次の出火防止措置を行う。

（１）地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

（２）揺れがおさまったら、火気使用設備の直近にいる従業員は、電源、燃料等の遮断等を行う。

（３）防火・防災担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。

２．火災が発生した場合は、通常火災への対応を準用し、消火班を中心に迅速対応をとる。

３．複数箇所から出火して消火班の能力を超えている場合は、本部隊の指示に従うともに、人命に影響を及ぼす場所の火災を優先する。

第47条（避難施設・建物損壊への対応）

避難施設の損壊に備えて、安全防護班を中心に、以下の通り避難経路を確保する。

　　　（１）物品転倒により、避難扉の開放及び、避難通路としての使用が不可能となることがないよう、周辺の物品等の管理を徹底する。

（２）火災発生の際は、非常口や階段が変形・損傷して使用不能となった場合に備え、複数の避難経路を確保するとともに、避難経路を確保する。

（３）火災発生の際は、消火活動と併せて、区画の損傷状況を確認の上、避難経路の安全を確保する。

第48条（スプリンクラー等設備損壊への対応）

スプリンクラー等設備の損壊を想定し、消火班を中心に以下の通り初期対応を確保する。

２．スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人の協力を求めて

消火器を集結し消火にあたる。

３．スプリンクラー設備損壊の散水による水損防止措置は、安全防護班が中心となって行う。

第49条（火災発生時の区画形成）

　区画損壊等を想定し、安全防護班を中心に、以下のとおり応急措置をとる。

（１）建物損壊や収容物転倒などによる防火扉・シャッターが自動閉鎖しなかった場

　　 合等、手動の区画形成を行う。

（２）当該出火区画の閉鎖が困難な場合は、隣接防火戸による二次的な区画形成を行う。

（３）防火戸の煙感知器が損壊したことにより閉鎖しない場合は、手動で閉鎖し区画形成を行う。

第50条(ライフライン等の不全への対応）

　ライフライン等の機能不全への対応は、次のとおりとする。

（１）停電への対応

イ 自衛消防活動に必要な携帯用照明器具、バッテリー、懐中電灯等について確保する。

ロ 二次災害防止のため常用電源が供給される前に、コンピューター・ＯＡ機器及び各種電気機器等の停止を徹底する。

（２）ガス供給停止への対応

イ ガス緊急遮断装置の作動の確認を行う。

ロ 地震等によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。

ハ ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を退避させ、

火源（電灯、スイッチ等を含む）に注意して、拡散させる。

（３）通信障害への対応

イ 防災センターと本部隊各班長及び地区隊長との間に複数の通信手段を確保する

こと。

ロ 電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、従業員の安否等については、

災害伝言ダイヤル等を活用する。

（４）交通障害への対応

イ 交通機関の運行状況に関する情報の収集を強化する。

ロ 道路の亀裂、陥没による通行止め情報の収集にあたる。

ハ 交通障害の発生に備え、事前に必要物資等を準備しておく。

第51条(地震時の避難方法）

　建物の被害状況等により、以下の基準に基づき避難を行うこととする。

（１）全館一斉避難：在館者全員が同時に避難する。

具体的には、下記の①から⑦の事象が単独あるいは複合で発生し、危険が建物全体に短時間で波及する恐れがあるとき。

（２）全館逐次避難：在館者全員が危険階を優先し、時間差に配慮した上で避難する。

具体的には、下記の①から⑦の事象の発生に時間の余裕があるとき、及び⑧、⑨の事象が発生したとき。

　　　（３）階（区画）避難：危険階（区画）から安全な区画へ避難する。

　　　　　下記以外の場合に、状況に応じて実施する。

　　　　①建物が倒壊する危険が高いとき。

　　　　②建物全体に危険が及ぶ強い地震発生が予想されるとき。

　　　　③建物で複数階同時出火したとき、または、出火延焼危険性が高いとき。

　　　　④建物内の室内散乱が激しく、余震により負傷者発生の危険性が高いとき。

　　　　　または、出火・延焼の危険性が高いとき。

　　　　⑤建物内で危険物・ガスが漏出したとき、または漏出の危険性が高いとき。

　　　　⑥建物内の防災設備系が作動しなくなったとき。

　　　　⑦出火階の防火区画や防火扉が破損し、火災等の危険事象が他階に波及する恐れがあるとき。

　　　　⑧都市火災が発生し、周辺の延焼危険が高くなったとき。

　　　　⑨周辺大気中に有毒物質が漏出または漏出するおそれの高いとき。

　　　　⑩津波等浸水被害の発生が予想される場合は、２Ｆエントランスホール以上の階に

避難する。

第52条(地震時の避難誘導）

　地震時の避難については、本部隊の避難誘導班を中心に、次による。

１．建物からの避難

（１）避難は原則として自衛消防隊長からの連絡又は防災関係機関の避難命令により

行う。

（２）地区隊長は、建物の倒壊危険等がある場合は、自衛消防隊長の指示に基づき、在館者を速やかに屋外に避難させ、避難完了後自衛消防隊長に報告する。

（３）地区隊長は、自衛消防隊長からの避難指示があるまで、従業員等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。

（４）地区隊長は、自衛消防隊長との連絡が取れない場合は、第51条に定める基準をもとに避難の是非を判断する。

（５）屋内の安全確保ができない場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、客を屋外その他の安全な場所へ避難させる。

（６）エレベーターによる避難は原則として行わない。

（７）忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期する。

（８）避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。

（９）安全防護班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行うとともに、立入禁止区域の設定を行う。

（10）負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。

（11）避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、本部隊に報告する。

（12）自力避難困難者等については、担当者を指定して避難させるものとする。

（13）地区隊の避難誘導班は、避難者に対し、前各項に従い誘導にあたる。

（14）避難及び避難誘導は、全体消防計画に基づき、本部隊の避難誘導班と協力して行う。

２．避難場所等への避難

（１）一時集合場所への避難

本建物の躯体は、災害想定により安全であるので、原則として屋外に避難しないものとする。

1. 地区隊長は、事業所の天井の落下、収容物の転倒、落下、火災が発生するなど危険が切迫した場合は、本部隊の指示に従い従業員等を避難させる。

②　地区隊長は、避難状況を自衛消防本部に報告する。

（２）火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫しているときは、地域防災計画に定める避難場所へ避難誘導する。

①避難場所に誘導するときは避難場所までの順路、道路状況、被害状況について

説明する。

広域避難場所　幕張海浜公園(別紙「避難場所指定地」参照)

（ひび野１丁目、２丁目ホテルスプリングス裏）

②避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。

③避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と

最後尾に誘導員を配置する。

④避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

第53条（災害復旧等の活動との調整）

　災害復旧作業に伴う二次災害発生防止のための措置は以下のとおりとする。

（１）点検担当者は、施設の点検を行い、亀裂や崩壊等を発見した場合は、速やかに地区隊長に報告するとともに応急措置を行う。

（２）火気使用設備器具は、安全を確認した後、使用を再開する。

（３）各点検、検査員及び火元責任者等は、地震後速やかに消防用設備等点検を実施し異常の有無を地区隊長に報告すること。点検の結果、使用不能な消防用設備等があった場合は、必要により代替え、増強を図る。

（４）地区隊長は、点検の結果、応急措置の内容及び使用制限の内容について自衛消防隊長に報告する。

２．震災後の二次災害発生を防止するために、別表３で定める各点検・検査員等は、次の措置を行う。

（１）火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

（２）危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行う。

３．二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。

第54条（建物の使用再開時の措置）

防火・防災管理者は、復旧又は建物を使用再開しようとするときは、次に掲げる措置を講じる。

（１）復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。

（２）復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに従業員等に周知徹底する。

（３）復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。

（４）復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに従業員に周知徹底させる。

第55条（帰宅困難者対策）

　帰宅困難者の発生に備え、以下の活動を行う。

（１）鉄道等交通機関の運行状況の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者に適宜

伝達する。

（２）交通機関が停止し営業を停止する場合は、帰宅困難者を避難場所等まで避難誘導

する。

（３）時差退社は、ターミナル駅への帰宅困難者の殺到を防ぐため、交通機関の運行状況を確認した後に実施する。

（４）従業員や従業員の家族の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の災害伝言ダイヤル等を活用した連絡体制を確立する。

**第４節　警戒宣言が発せられた場合の対策**

第56条（警戒宣言等が発せられた揚合の自衛消防組織）

警戒宣言が発せられた場合の自衛消防組織は、本部隊については、全体消防計画によるものとし、地区隊については、以下のとおりの編成及び任務とする。

（１）通報連絡班は、情報収集班として編成し、以下の任務を行う。

・テレビ、ラジオ等による情報収集

・自衛消防本部及び防災センターとの情報交換

（２）消火班及び安全防護班は、点検班として編成し、以下の任務を行う。

・転倒・落下防止に係る措置の再確認

（３）避難誘導班は、平常時と同様の編成とし、以下の任務を行う。

・避難誘導に係る措置の再確認

（４）応急救護班は、応急措置班として編成し、以下の任務を行う。

・危険箇所の補強及び整備の再確認

第57条（営業方針）

警戒宣言が発せられた場合は、従業員の時差退社及び残留保安要員の確保を図り、在館者の混乱防止のため原則として営業を中止するが、建物の安全性が確保されている場合には営業を継続する。

２．出勤途上及び外出中に警戒宣言の発令を知った場合は、召集要員以外は帰宅し、待機する。

第58条（大規模地震等注意情報の報告等）

大規模地震等注意情報の発表を知った従業員は、直ちに防火・防災管理者等に報告する。

２．報告を受けた防火・防災管理者等は、テレビ・ラジオ等を通じて情報確認の上、本計画に

基づく必要な措置をとる。

第59条（地震対策委員会の招集）

管理権原者は、大規模地震等地震注意情報を知ったときは、地震対策委員会を招集し、次の事項を協議し、決定する。

（１）大規模地震等注意情報の段階における対応措置

①大規模地震等注意情報の伝達情報

②自衛消防組織の任務の確認

（２）警戒宣言が発せられた場合の顧客等の取り扱い

（３）出火防止のための応急措置対策の確認

（４）時差退社の決定及び残留者の決定

（５）その他必要事項

２．委員会の構成は、自衛消防隊の構成員をもって構成する。

第60条（自衛消防組織に対する指示等）

管理権原者は、各自衛消防要員等に対し、速やかに地震対策委員会の結果、警戒宣言が発せられた場合の措置、第56条に定める任務分担等必要事項を伝達指示する。

第61条（警戒本部の設置）

　管理権原者は、警戒宣言が発せられた場合、警戒本部を設置する。

２．本部の構成員は、地震対策委員会と同様とする。

３．警戒本部の任務は、次のとおりとする。

（１）警戒宣言が発せられた場合の緊急点検及び被害防止措置等の進行管理

（２）計画に定められた事項のうち、重大な内容の臨時的変更

（３）計画に定められた事項以外の重要事項の決定

（４）自衛消防組織及び従業員等に対する指示・命令

４．地区隊長は、応急対策及び時差退社等の進行状況等必要な事項を、随時、本部に報告する。

５．警戒本部には、本部の位置を示す表示板、各階の平面図、トランシーバー等の本部の活動に必要なものを準備する。

第62条（従業員に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達等）

　警戒本部は警戒宣言が発せられた場合、必要な情報を伝達する。

２．地区隊長は、それぞれの避難誘導班に指定されている者を所定の場所に配置する。

第63条（来館者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達）

来館者に対する警戒宣言が発せられた場合、避難誘導班の配置完了後、必要な情報を伝達する。

第64条（誘導案内）

避難誘導班は、携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の位置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行う。

２．混乱を防止するために、原則として、避難階に近い階層より順次行う。

第65条（火気使用の中止等）

警戒宣言が発せられた場合は、禁煙とし、火気設備器具等の使用を原則として中止し、やむを得ず使用する場合は、防火・防災管理者の承認を得て必ず従業員に監視させ、直ちに消火できる体制を講じておく。

２．危険物の取り扱いは直ちに中止し、やむを得ず取り扱う場合は、防火・防災管理者の承認を得て出火防止等の安全対策を講じた上で行う。

第66条（工事及び高所作業の中止）

防火・防災管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、建築工事及び窓拭きその他の高所作業を行うものに対して、工事資機材の安全措置を施して工事等を中止させる。

第67条（時差退社等）

防火・防災管理者は、従業員の退社について、計画を作成し、これに基づき退社させる。

２．防火・防災管理者は、前項の時差退社の状況を把握し、自衛消防隊長に連絡する。

**第５節　その他に災害についての対応**

第68条（その他の災害についての対応）

大規模事故・テロ等による毒性物質の発散等があり、在館者の迅速かつ円滑な避難等が必要な場合は、防災センターへ通報連絡及び避難誘導を実施する。

**第４章　教育訓練**

**第１節　従業者等の教育**

第69条（管理権原者の教育）

　管理権原者は、常に防火・防災に関する教育及び自己啓発を心がける。

２．管理権原者は、防災講演等、消防機関等が実施する防火・防災関連行事に定期的かつ積極的に参加する。

３．管理権原者は、消防訓練を実施する場合は、必ず参加する。

４．管理権原者は、防火・防災管理者、地区隊長等と定期的に情報交換を行う。

第70条（防火・防災管理者等の教育）

　防火・防災管理者は、常に防災に関する教育及び自己啓発を心がける。

２．管理権原者は、防火・防災管理者等に対して、消防本部及び消防署を置く市町村において実施する講習及び再講習を受けさせる。

３．防火・防災管理者は、防火・防災に関する講習会等に定期的に参加するとともに、従業員に対する防火・防災講演等を随時開催する。

第71条（自衛消防組織の構成員の教育）

自衛消防組織の構成員は、全体消防計画に基づき、自衛消防組織による活動の全体像及び各役割の活動についての教育を受けるとともに、計画的に技術取得・維持のための訓練を実施する。

第72条（従業員の教育）

従業員に対する教育は、従業員教育担当者等が実施**し、「防火・防災教育記録表」（別紙１０）**

**に記録**する。

２．防火・防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について行う。

（１）消防計画について

（２）従業員等の守るべき事項について

（３）火災発生時の対応について

（４）地震時及びその他の災害等の対応について

（５）自社の防火・防災管理マニュアル等の徹底に関すること。

（６）その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

第73条（ポスター、パンフレットの作成及び掲示）

防火・防災管理者は、パンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されるポスターを見やすい場所に掲示し、防火・防災思想の普及を図る。

２. 防火・防災管理者は、警戒宣言発令時にとるべき措置について、掲示物その他により適時に広報を行う。

第74条（従業員教育担当者への教育）

　従業員教育担当者は、講習受講等を通じ、専門知識の習得に努める。

**第２節　訓練の実施**

第75条（訓練の実施）

防火・防災管理者は、火災、地震等の災害が発生した場合、自衛消防組織が迅速かつ的確に所定の行動ができるように自衛消防訓練を実施する。

第76条（訓練の実施時期）

　防火・防災管理者は、次により訓練を行う。

（１）訓練の実施時期

ア　個別訓練

・消火訓練（５月、１１月）

・通報訓練（５月、１１月）

・避難訓練（地震及び火災の避難訓練：５月、１１月）

・その他の訓練（５月、１１月）

イ　総合訓練（５月、１１月）

（２）防火・防災管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。

（３）訓練の参加者

ア　自衛消防組織の要員

イ　正社員、パート、アルバイトの中から、半数以上の者

（この場合、全従業員が参加できるように、ローテーションを組んで、参加さ

せる。）

（４）ビル全体で実施する訓練に参加する。

第77条（訓練の通知）

防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消防訓練実施届出書」を所轄消防署へ提出し、実施日時、訓練内容等について自衛消防要員に周知徹底する。

第78条（訓練の内容）

　訓練は、別に作成する実施要領に基づき実施する。

第79条（訓練結果の検討）

防火・防災管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練実施結果について検討会を開催するとともに、**「防火・防災総合訓練並び個別訓練記録表」（別紙１１）を利用し、**その内容の記録を行い、以後の訓練に反映させる。なお、検討会には原則として訓練に参加した者が出席する。

(付則)

この消防計画は、 　　　 年　 　月 　 日から実施するものとする。